

三原市下水道事業経営戦略改定（案）に対する意見内容及び市の考え方について

◆ 意見提出 36件（複数意見含む） 23人

（うち、1件は非公表を希望のため、本資料には掲載しておりません）

※下線は計画を修正するもの。

1	該当箇所	4 汚水事業の将来計画について （1）三原市下水道事業経営審議会の答申を受けた将来計画の考え方について 全体版 P.18	
	意 見	市の考え方	
	40%近い普及率であれば、十分に公共事業として繰入金を入れてもいいのではないのでしょうか。	一般会計繰入金是一般財源（税収等）が財源となります。基準外の繰入金を行うことは、下水道を使用されていない方から徴収した税収等を、下水道事業の財源に充てることとなります。 本計画は、公平性及び受益者負担の原則の考え方に基づくべきこととし、国が示す繰出基準に基づかない一般会計繰入を行わないこととした、審議会の答申の考え方を尊重し、策定しております。	

2	該当箇所	4 汚水事業の将来計画について （6）資本的収支の将来計画について（汚水事業） ①投資計画（事業費）について 全体版 P.22 5 雨水整備計画について 全体版 P.33	
	意 見	市の考え方	
	これ以上の下水道工事を止め、補修工事だけにすればいいのではないのでしょうか。	本計画は次のような考え方にに基づき、必要な事業費を計画しています。 汚水施設については、平成30年3月三原市汚水処理施設整備計画に基づき、計画期間は普及率向上のための処理区域拡大を図ります。 雨水施設については、安全で安心なくらしの実現を図るため、都市機能を維持するための雨水排除、設備の長寿命化・ライフサイクルコストの低減、浸水対策・地震対策を行っていきます。 また、令和2年度から、管路の劣化・損傷等を把握するための点検・調査に着手しており、調査結果に基づいた修繕・改築計画を、次回経営戦略改定時に反映させていく予定です。	

3	該当箇所	4 汚水事業の将来計画について (8) 審議会が提案する料金改定に対する市の考え方について 全体版 P.29	
	意 見		市の考え方
	値上げは中止すべきではないか。 (複数意見 全4件) ・憲法の精神に沿って、下水道の向上及び増進を行い、下水道料金を上げず最低でも据え置くべき ・事業者（飲食業や商店）の負担が大きい ・コロナ禍と物価高騰 ・年金削減・給与が上がらない		下水道事業は安全で快適な生活環境の維持と河川等の公共水域の保全に必要な不可欠な役割を担っております。必要な施設の整備と維持管理を実施し、安定したサービスを提供していく必要があります。 本計画は、公平性及び受益者負担の原則の考え方に基づくべきこととし、国が示す繰出基準に基づかない一般会計繰入を行わないこととした、審議会の答申の考え方を尊重し、策定しております。 計画期間内での収支均衡を図るため、値上げを中止することはできませんが、市議会やパブリックコメントでの意見を踏まえ、再度検討した結果、<u>使用料改定の激変緩和措置として、令和5年度から令和7年度は下水道使用料を現行比20%増として、令和8年度から現行比30%増とすることとし、経営戦略を改定します。</u>

4	該当箇所	4 汚水事業の将来計画について (8) 審議会が提案する料金改定に対する市の考え方について 全体版 P.29	
	意 見		市の考え方
	一度に30%値上げするのではなく、段階的な値上げをする方法も考えて下さい。		下水道事業は安全で快適な生活環境の維持と河川等の公共水域の保全に必要な不可欠な役割を担っております。必要な施設の整備と維持管理を実施し、安定したサービスを提供していく必要があります。 市議会やパブリックコメントでの意見を踏まえ、再度検討した結果、<u>使用料改定の激変緩和措置として、令和5年度から令和7年度は下水道使用料を現行比20%増として、令和8年度から現行比30%増とすることとし、経営戦略を改定します。</u>

5	該当箇所	4 汚水事業の将来計画について (8) 審議会が提案する料金改定に対する市の考え方について 全体版 P.29	
	意 見	市の考え方	
	来春からの下水道 30 パーセント値上げに強く反対します。 現在一人暮らしで、上水道使用量は月 2～4m³ と風呂の残り湯も花の水やりにと努力しています。現在の下水道料金は最低でも月 10m³ からと、使用量が少ない者ほど馬鹿を見るといいう、全く法外な料金を納めています。 地球環境を守りたい、また丁寧に水を使う市民は無視されているとしか思えません。 前回の上下水道の料金変更の際も市民の声を聞かず、一方的なものでした。 広島県で下水道へ市独自の繰入をしていないのは、大竹市と三原市だけです。 若い市長に代わり、IT や SNS などの変革は大歓迎ですが、市長は三原市が現在でも県内で下水道料金が低い位置にあるのをご存知ですか。 毎月の上水道にリンクして下水道料金を反映させる事。市独自の繰入をする事を強く望んでいます。	下水道事業は安全で快適な生活環境の維持と河川等の公共水域の保全に必要な役割を担っております。必要な施設の整備と維持管理を実施し、安定したサービスを提供していく必要があります。下水道料金の基本料金については、水の処理量にかかわらず、事業を運営するうえで発生するメーター検針、使用料賦課徴収業務や、汚水を下水道へ排水できるようにしておくための施設の維持管理経費を賄う経費として設定しております。 基準外繰入を行っている他市町においては、下水道使用人口の割合や、下水道の接続率、地方公営企業を設置した時期など、様々な理由のもと実施されていると推察されます。 しかしながら、本計画は公平性及び受益者負担の原則の考え方に基づくべきこととし、国が示す繰出基準に基づかない一般会計繰入を行わないこととした、審議会の答申の考え方を尊重し、策定しております。	

6	該当箇所	4 汚水事業の将来計画について （9）使用料の料金改定について 全体版 P.30-31	
	意 見	市の考え方	
	大和町と大和町を除く地域との現在の下水道使用料の格差が大きいため、負担差の軽減または料金統一を求める（複数意見 全9件） ・なぜこの時期に示されたのか。 ・なぜ地域差があるのか	大和地域の下水道使用料については、合併前の平成11年度に定めたもので、消費税の転嫁はありますが、現在に至るまで同じ料金及び算定を継続しています。 三原・本郷地域は全て汚水処理場で集合処理していることに対し、大和地域は約半数が各家庭に設置している合併浄化槽による個別処理をしているため、維持管理費が三原・本郷地域より高くなっていることから、使用料の水準に違いがあります。 今回、市議会やパブリックコメントでの意見を踏まえ、再度検討した結果、<u>市全体の公平性の観点から、大和地域の特定環境保全公共下水道区域及び農業集落排水事業区域（家庭）については、三原・本郷地域における井戸水使用者の井戸水等の使用水量の認定及び取扱要綱の認定水量を採用した使用料体系に見直すこととし、経営戦略を改定します。</u> なお、大和地域の個別処理（小型浄化槽（市町設置型））区域における下水道使用料の算定方法については、現行のとおりとします。	

7	該当箇所	4 汚水事業の将来計画について (9) 使用料の料金改定について 全体版 P.30-31	
	意 見		市の考え方
	30%の値上げは負担が大きすぎるのではないのでしょうか。		市議会やパブリックコメントでの意見を踏まえ、再度検討した結果、 <u>使用料改定の激変緩和措置として、令和5年度から令和7年度は下水道使用料を現行比20%増として、令和8年度から現行比30%増とすることとし、経営戦略を改定します。</u>

8	該当箇所	6 経営方針 経営方針3 全体版 P.34	
	意 見		市の考え方
	下水道は大切なことで、どこの市でも町でも力を入れて全加入を目標に出来たはず。 ぜひ市が力を入れて個人の負担増とならないようによろしくお願い致します。		下水道の接続に関しては、ご家庭ごとに事情が異なっておりますが、広報誌・文書等を通じ効率的な普及促進を図り、下水道使用料の収入増加に繋がる接続促進に努めております。 なお、公共下水道の下水道水洗化（接続）率は91.7%（令和2年度末実績）で、令和14年度末までに94.2%まで向上させる計画です。

9	該当箇所	6 経営方針 経営方針3 全体版 P.34	
	意 見		市の考え方
	未接続者が1割弱の状況で「広報誌、文書等で促す」とのことですが、そのような方法で令和14年度末までに目標達成できるのでしょうか。 法的に接続する義務があり、経済的に可能な「接続していない者」に対しては、もっと強く対処すべきではないでしょうか。		下水道法第11条の3により、くみ取便所が設置された建物を所有されている者は、下水道の処理区域になってから三年以内に、公共下水道に接続する義務があります。このため、本市は下水道工事実施前、実施後（供用開始前）に2度、関係者の皆さまへの説明会等を実施しております。しかしながら、各家庭の事情により、ご接続いただけない方もいらっしゃることから、本市は、年に1回、未接続の方へ接続依頼の文書を送付しております。 引き続き、粘り強い普及促進活動を実施してまいります。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

10	該当箇所	6 経営方針 経営方針 3 全体版 P.34	
	意 見		市の考え方
	「下水道使用料の収納率向上，未収金の減少に努めます」とのことですが，未接続者と同様に現在の収納率を示し，目標収納率を設定すべきではないでしょうか。		次のとおり，目標収納率を設定します。 <u>下水道使用料の収納率（令和３年度実績）は，三原・本郷地域で 99.6%，大和地域で 98.1%です。計画期間内においても現在の収納率を維持・向上してまいります。</u>

11	該当箇所	6 経営方針 経営方針 3 全体版 P.34	
	意 見		市の考え方
	未収金とは下水道事業受益者負担金，分担金のことでしょうか。もし，その分担金の収納率が 100%でないのであれば，未接続者と同様に現在の収納率を示し，目標収納率を設定すべきではないでしょうか。		企業会計における未収入金は主に下水道使用料の未収入金です。 受益者負担金の税外債権としての現在の収納率と目標収納率を次のとおり示します。 <u>受益者負担金の収納率（令和３年度実績）は 96.3%です。計画期間内においても適切な滞納処分に取り組み，現在の収納率を維持・向上してまいります。</u>

12	該当箇所	6 経営方針 経営方針 3 全体版 P.34	
	意 見		市の考え方
	下水道使用料を期限内に支払っている接続者，下水道使用料の未納者，下水道の未接続者等の「公平性」は保たれているのでしょうか。 事業者としてやるべきことは全て実施していると堂々と言えるのであれば，みんな納得すると思いますが，もしそうでないのであれば，料金改定の前に事業者としてすべきことがあると思われま。 不平等の状態で，真面目に納付している者に料金改定をお願いするのは，受け入れがたいと思う者は多いと考えます。		下水道使用料の滞納者については，水道事業と連携するなどし，滞納処分を実施しております。今後も粘り強く滞納回収に向け取り組んでまいります。

13	該当箇所	7 将来計画（全体版）について （3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 ③投資以外の経費についての考え方・検討事業 全体版 P.37	
	意 見		市の考え方
	私は浄化槽を設置しているが、年間の維持管理に多くの費用を払っている。大和は浄化槽の費用を市が払っていると聞いている。 維持管理に掛かる費用は、それに見合うような金額を使用する者から徴収するべきであると思う。 そうでないと、同じ浄化槽を使用している者として不公平を感じる。		大和地域では合併前の旧大和町時代から、市が小型浄化槽を整備し維持管理する小型浄化槽事業（市町設置型）を実施し、浄化槽を使用されている方からは下水道使用料を徴収しています。対して、旧三原，本郷，久井地域の公共下水道区域外の地域については、個人設置型の小型浄化槽が個人負担で設置され維持管理されています。 小型浄化槽事業（市町設置型）については、令和5年度に料金改定を行ったとしても、使用料収入だけでは維持管理費を賄うことができない状況となっています。 いただいたご意見については下水道事業の課題として、今後も検討してまいります。

14	該当箇所	7 将来計画（全体版）について （3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 ③投資以外の経費についての考え方・検討事業 全体版 P.37	
	意 見		市の考え方
	公共下水道の安定経営，持続可能なサービスを提供するため，受益者負担の原則である料金の改定はやむを得ないものと考えます。 今後は，公営企業のもと，新技術の導入などによるコスト削減や効率的な維持管理を行いながら下水道の整備とサービスの提供をお願いします。		いただいたご意見については，民間ノウハウや技術の活用，ICTの積極的な活用により，良質な下水道サービスの提供，下水道施設の維持管理の効率化，危機管理能力の向上を図っていきます。

15	該当箇所	その他
	意 見	
	市の考え方	
	受益者負担と言うのであれば、バス会社への補助金、商工会議所役員及び元市職員の設立した民間企業への補助金は、受益者負担という立場からおかしいのではないのでしょうか。市の各種補助金も。	下水道事業の下水道使用料に関し、受益を受ける対象は下水道を利用されている使用者が対象となります。 ご意見の趣旨は、下水道事業分の赤字補填を一般会計からの繰入で行えば良いとの意見と受け取りますが、審議会の答申の考えを尊重し、繰入基準に基づいた繰入を行い、基準外繰入は行わない計画としています。

16	該当箇所	その他
	意 見	
	市の考え方	
	大和地域の人頭制は、浄化槽管理会社を1社独占にせず、公共工事の様に競争入札制度にすれば安くなるのではないのでしょうか。地域指定制度をやめればいいのでは。独占禁止法違反ではないのでしょうか。	三原市（大和地域）合理化事業協定を事業者と締結しているため、競争入札でなく随意契約としています。

17	該当箇所	その他
	意 見	
	市の考え方	
	三原市下水道事業経営戦略改定(案)【概要版】に「高資本費対策に要する経費」に対する繰出基準（交付税算入）は令和5年度から対象外となり、508百万円という大きな収入源が無くなります。このことが当市の下水道事業が抱える喫緊の課題（差し迫って重要な課題）です。と明示されていますが、国からの支援金が30年前から喫緊の課題と分かっているながら、歴代市長・歴代都市部長は、30年間何も行政として施行されず放置されていたのか。	令和3年1月から令和3年12月まで、三原市下水道事業経営審議会において、喫緊の課題である「高資本費対策に要する経費」に対する繰出基準の減収に対する経営課題について審議されました。この審議結果に基づく審議会の答申を尊重し、経営戦略を改定しております。 また、下水道事業は令和4年度までは、料金改定を行わなくても収支均衡が保てることから、利用者への現行以上の負担を求めておりません。

18	該当箇所	その他
	意 見	
	市の考え方	
	三原市下水道事業経営戦略改定(案) 10 頁, 三原市下水道事業経営戦略 令和4年度～令和14年度(案) 令和4年 月三原市全体版 98頁 合計108頁の膨大な専門的な知識がない資料を市民の何パーセントの市民生活者がこの「情報を知り」、「読み」、「理解された」と判断出来たと思われているのか、回答をお願いします。	市民の三原市下水道事業経営戦略改定(案)の理解度についてのご質問ですが、数値としては把握できておりません。 周知については、「広報みはら」、「市ホームページ」、「FM みはら」、「SNS (LINE, フェイスブック)」により周知を図りました。

19	該当箇所	その他
	意 見	
	市の考え方	
	広報みはら5月号11頁に『皆さんの意見募集!! 「三原市下水道事業経営戦略改定(案)」』と掲載されていたが、「三原市下水道事業経営戦略改定(案)」の市民に分かりやすい具体的な内容説明がない。『広報』とは、「“市が市民に人との関係性を良くするために、さまざまな情報を広く報じる”」事ですが、市としてこの広報の機能が果たされてなく、【ほとんどの市民が理解出来ていません。】何故、市民生活者に分かりやすく【30年前から国から支援金508百万円を受けており、令和5年3月31日支援金が打ち切れ、令和5年4月1日から【508百万円】が市民の受益者負担金になり、30%の値上げを行いますので、「三原市下水道事業経営戦略改定(案)」に対しての意見募集(パブリックコメント)を致します。と書けなかったのか【その理由】を回答願います。	広報みはら5月号では必要最低限の情報として、「下水道使用料の改定などを盛り込んだ」とさせていただきます。 ご指摘のような下水道使用料の改定に関する考え方については、パブリック・コメントによる意見募集の対象となる資料をホームページ等で掲載しております。

20	該当箇所	その他
	意 見	
	市の考え方	
	本件は、都市部長の職務であり、都市部長自ら「三原市下水道事業経営戦略改定(案)」・「三原市下水道事業経営戦略 令和4年度～令和14年度(案) 令和4年 月三原市全体版」を立案、作成されたのか。	本計画については、担当課が立案、作成し、市長決裁のうえ、三原市下水道事業経営戦略 令和4年度～令和14年度(案)としたものです。

21	該当箇所	その他
	意 見	市の考え方
	外部関係会社に委託され資料作成を依頼され作成された資料なのか。依頼された費用は幾らなのか。	経営戦略改定（案）については、下水道整備課が直接作成したものです。

22	該当箇所	その他
	意 見	市の考え方
	三原市民の 70%以上の市民生活者は年収 200 万円であることを念頭に行政を施行願います。 このような市民生活者の構造を熟知されず、ただ単に『受益者負担』に押し付けた行政は、誰でも考えられ、市民生活者を犠牲にした誰でも出きる策定案であると思います。企業の経営戦略で考えて下さい。社会情勢の著しい変化や地方行財政を取り巻く厳しい環境の下で民間企業であればこのような対策は、【倒産】する経営戦略であると思います。 行政全体の予算を考えて市民生活者にとって何を最優課題とするのか【各部の予算の取り合い】でなく、市民生活者の「生死」にかかる問題で民間企業であれば社長、行政であれば市長が決めるべき重要な課題です。 対策案として、忽ち早急に必要ではないと思われる事業費計画を見直し、三原市民生活者【受益者負担金】軽減対策の検討を要請致します。 1) 三原内港周辺地区都市再生整備計画 20 億円工事延期。 2) 糸崎松浜埋め立て工事 8 億円 3) 補正予算から捻出 4) 財政調整基金からの捻出	(1), (2) の事業については、三原市にとって必要な事業であります。 (3), (4) を実施した場合、一般会計繰入金是一般財源（税収等）が財源となります。基準外の繰入金を行うことは、下水道を使用されていない方から徴収した税収等を、下水道事業の財源に充てることとなります。 本計画は、公平性及び受益者負担の原則の考え方に基づくべきこととし、国が示す繰出基準に基づかない一般会計繰入を行わないこととした、審議会の答申の考え方を尊重し、策定しております。

23	該当箇所	その他
	意 見	
	市の考え方	
	現在でも下水道加入者が，下水道敷設約 1 0 万円，敷地内引き込み費用約 3 0 万円と年収 2 0 0 万円～3 0 0 万円の家庭に取っては大きな生活費の負担となる理由で加入されていない市民が多く，これに「追い打ちをかける」下水道料金 3 0 % 値上げは，加入しない市民が増加する最大原因となる可能性が大である。この問題についての見解を願います。	下水道事業は安全で快適な生活環境の維持と河川等の公共水域の保全に必要な不可欠な役割を担っております。必要な施設の整備と維持管理を実施し，安定したサービスを提供していく必要があります。 本計画は，公平性及び受益者負担の原則の考え方に基づくべきこととし，国が示す繰出基準に基づかない一般会計繰入を行わないこととした，審議会の答申の考え方を尊重し，策定しております。 市議会やパブリックコメントでの意見を踏まえ，再度検討した結果，<u>使用料改定の激変緩和措置として，令和 5 年度から令和 7 年度は下水道使用料を現行比 20 % 増として，令和 8 年度から現行比 30 % 増とすることとし，経営戦略を改定します。</u> なお，下水道への接続促進については，今後も粘り強く取り組んでまいります。

24	該当箇所	その他
	意 見	
	市の考え方	
	高齢者は，高齢のために取り扱い金融機関の融資「ローンが組めません」。融資できる金融機関があれば紹介下さい。	下水道が供用開始をし，3 年以内であれば融資斡旋制度の対象となります。 取扱金融機関については，下水道整備課にお問い合わせ下さい。